

条例見直しの論点

資料1

論点	第1回審議会でのまとめ	第2回審議会でのまとめ
<p>①地域コミュニティ政策について</p>	<p>条文を新たに設けるかを含め、どこまで踏み込んで書くか</p>	<p>第3回審議会の論点 ①住民自治の在り様について （審議会として協働の理解・認識を作る） ②まちづくり協議会について、自治連合会と共通の理解を得るためにはどうすれば良いか</p>
<p>②NPO政策について</p>	<p>より詳しく書いている自治体(福井市)があるが、どこまで詳しく書くか ※裏面参照</p>	<p>第3回審議会で議論する</p>
<p>③(仮称)市民提案制度について</p>	<p>西宮市のように、踏み込んで書くか ※裏面参照</p>	<p>市民の力をどう引き出すかという点で非常に重要な制度であるため、制度設計も含めて、議論をし直す必要がある</p>
<p>④非営利公益市民活動促進基金について</p>	<p>行政側で判断</p>	<p>奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を、コミュニティの支援としても運用すれば良い</p>

【福井市】 福井市市民協働の促進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例

(非営利公益市民活動団体の役割)

第5条 非営利公益市民活動団体は、基本理念に基づき、自己の責任の下に活動し、開かれた運営によりその活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。
2 非営利公益市民活動団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚し、市民の参加を促進するとともに、その活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(市の施策)

第8条 市は、市民、非営利公益市民活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民協働による事業の推進及び評価に関する施策
- (2) 市民及び職員の意識の醸成に関する施策
- (3) 非営利公益市民活動を促進するための環境整備に関する施策
- (4) 非営利公益市民活動を総合的に促進するための施設整備に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に必要な施策

(協働事業の推進)

第9条 市は、非営利公益市民活動団体に対し、公共サービスのうちその特性を活かすことのできるものについて、委託その他の方法により協働の機会を拡大するよう努めるものとする。
2 市は、前項の規定による協働の機会の拡大に当たっては、非営利公益市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、並びに公平性・公正性及び透明性の確保に努めるものとする。)

【西宮市】 西宮市参画と協働の推進に関する条例

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、第18条第2項に規定する組織の立会いの下で行わなければならない。
4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
(1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
(2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(協働事業提案手続)

第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。